

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>別表第9（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～11（略）</p> <p>12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102-3の18に定める方法に、その他の排水指定物質にあつては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に規定する方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、それぞれ次に定める項目に係る排出水の検定方法による。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>13（略）</p>	<p>別表第9（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～11（略）</p> <p>12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に定める方法に、その他の排水指定物質にあつては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に規定する方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、それぞれ次に定める項目に係る排出水の検定方法による。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>13（略）</p>
<p>別表第10（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(2)</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～7（略）</p> <p>8 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観 規格K0102-1の7に定める方法</p> <p>(3) 臭気 規格K0102-1の11.3に定める方法</p>	<p>別表第10（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(2)</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～7（略）</p> <p>8 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観 規格K0102の8に定める方法</p> <p>(3) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法</p>

新			旧		
別表第17（第93条の2関係） 環境汚染の原因物質及び基準値			別表第17（第93条の2関係） 環境汚染の原因物質及び基準値		
1 媒体別分類			1 媒体別分類		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 水質			(2) 水質		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
(略)			(略)		
モリブデン	0.07mg/1以下	<u>規格K0102-3の27.2</u> に定める方法、酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計又は電気加熱原子吸光光度計により測定する方法	モリブデン	0.07mg/1以下	<u>規格K0102の68.2</u> に定める方法、酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計又は電気加熱原子吸光光度計により測定する方法
(略)			(略)		
全マンガン	0.2mg/1以下	<u>規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5</u> に定める方法	全マンガン	0.2mg/1以下	<u>規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5</u> に定める方法
(略)			(略)		
(3) (略)			(3) (略)		
2 (略)			2 (略)		